

高知市 まちづくりガイド

町内会活動に
お役立ち！

まちづくりはひとづくら
まちづくりがろう地域の輪



高知市市民協働部 地域コミュニティ推進課
令和7年6月

目 次

はじめに	1
------------	---

町内会活動に関する基本的な情報

1 町内会とは	2
2 運営の基本的な考え方	3
◇町内会等を設立するには	5
◇会則(例)	6
◇事業計画(例)	8
◇決算書及び予算書(例)	9
3 町内会等への補助金について	
◇コミュニティ集会所等施設整備事業費補助金	11
◇コミュニティ助成事業補助金	11
◇高知市町内会等活動活性化事業費補助金	12
4 町内会等の環境美化活動への支援	17
5 町内会の法人化について	19
6 会員名簿を作るときの注意事項について	22

町内会等に関するその他のお役立ち情報

1 自主防災組織をご存知ですか？	24
◇自主防災組織の活動と補助制度	25
2 ごみステーションについて	26
3 ごみの排出について	27
4 ごみ収集について	27
5 ごみ出前講座について	28
6 高知市廃棄物減量等推進員制度について	28
7 高知市町内会連合会	29
8 高知市ふれあいセンター	31
9 土佐建機江ノロコミュニティセンター	33
10 高知市下知コミュニティセンターアイジス	34
11 高知市弥右衛門ふれあいセンター	35
12 高知市木村会館	36
13 高知市関係各課連絡先	37

その他

高知市民憲章	38
--------------	----

はじめに

町内会・自治会の皆様におかれましては、平素より地域への愛着を持たれ、地域に根ざした幅広い活動を通じて、住みよい豊かな地域社会の実現に取り組まれておりますことに心より敬意を表します。

本市では、市民をはじめとする多様な主体と行政が連携・協働し、身近な地域の活性化や課題解決に向けた取組が展開されることで、だれもが安心して自分らしく暮らすことのできる支え合いのまち「高知市型共生社会」の実現を目指しています。

とりわけ町内会等は、地域コミュニティのなかにおいても、住民相互の親睦や共同作業、相互扶助などを図ることを目的に、地域住民の皆様が自主的に組織された、住民にとって一番身近な地縁型コミュニティの中心的な存在です。

また、近年日本各地で頻発している豪雨・地震などの大規模災害において、発生直後に、近隣の住民により崩壊した建物から救出されたり、住民同士の安否確認が早期救出につながった事例も報告されるなど、災害の現場においても、町内会等の役割が再認識されています。

町内会等の皆様には、日頃から市政に対して御協力いただいていることも多く、市は、町内会等の自主性・主体性を尊重しながら、活発な活動をしていただくための支援を行っています。このガイドには、町内会等の運営に関することや、高知市が行っている町内会等の支援メニューを掲載しております。ぜひ御活用いただき、町内会活動の充実の一助としていただければ幸いに存じます。

※本冊子の中では、町内会、自治会、自治公民館、地区等を総称して「町内会等」と表現しています。

高知市市民協働部地域コミュニティ推進課

★令和6年度からの変更点

変更内容	該当ページ
○高知市町内会等活動活性化事業費補助金 申請手続き募集期間・補助金額の変更	12～16

1 町内会とは

町内会、自治会、自治公民館など、組織の名称は様々ですが、一般的に、「一定の地域に住む人々が、その地域に生ずる様々な共通課題に対処することを通して、親睦を深め、地域生活をより良くしていくためにつくられた住民自治組織」をいいます。

(1) 地域課題の発見と解決の場

地域には、ごみなどの環境問題から、交通安全、青少年の非行防止、高齢者の生きがいづくり、道路や公園などの環境整備、地域防災、防犯など、様々な課題があります。このような課題は、個人や家庭だけでは解決できないものが数多くあります。

町内会等では、地域の様々な意見や要望を汲み上げて、そのことについて十分に話し合い、地域全体の共通の課題としての認識を高め、解決していくことが大切です。

(2) 地域住民の親睦と連帯の場

町内会活動には、以下のような例があります。地域の人々が様々な活動に参加し、協力することで、「親睦と連帯感を深める」ことにつながっていきます。

＜町内会活動の例＞

	具 体 的 な 活 動 内 容
生活環境の向上	清掃(町内美化、一斉清掃)、ごみステーションの管理、地域猫活動
防犯、防災及び 交通安全	公衆街路灯の設置や維持管理、自主防災活動、交通安全運動
住民相互の親睦	レクリエーション(盆踊り、みかん狩り、夏祭り等) スポーツ(地区運動会、健康マラソン等) 文化活動(地区文化祭、ダンス教室、詩吟教室等) ふれあい活動(敬老会、いきいき100歳体操)

2 運営の基本的な考え方

運営方法…町内会等は、そこに住む住民が主体的に活動をする組織であり、その活動は会員の総意に基づいたものになります。運営方法は、総会などでより多くの会員の意見を取り入れ、民主的に決めていきましょう。

(1) 会則予算、事業計画など各町内会に応じたものを作りましょう。

◆会則(例) ⇒ 6ページ参照

会則は、町内会活動運営の基準となります。各町内会等に応じたものを作りましょう。また、町内会等を運営するなかで、会則が実態に合っていないかったり、運営に支障があつたりする場合には、より良い運営に向けて会則を見直していくことも大切です。

◆事業計画(例) ⇒ 8ページ参照

会員相互の親睦と連帯感を深めるため、事業計画は重要になります。多くの会員が参加できる事業の計画と実施方法の工夫が大切です。

◆決算書・予算書(例) ⇒ 9・10ページ参照

予算計画(町内会費の額等)は各町内会等の状況に応じて作成します。

(2) 意見の集約

地域が抱える問題や意見は、地域みんなの問題として考えていく必要があります。多くの会員の意見や考え方を聞きながら、対策等を決めていきましょう。

(3) 役員の選出

町内会等を自主的、民主的に運営していくためには、その組織をとりまとめる方(役員)が必要です。町内会等の代表となる会長のほか、副会長、会計、会計監査などが考えられます。

役員さんの選出方法は、候補者の中から投票、推薦、互選、持ち回りなどの方法がありますが、会員の方々の意見が広く反映できるような方法を会則で決めておきましょう。

(4) その他

前年度の事業報告や収支報告、新年度の事業計画や収支予算は、会員の方々にお知らせして共有することが大切です。新年度の総会において報告し、その年の運営に役立てましょう。

総会に出席できなかった方にも、掲示板や回覧などでお知らせしましょう。

☆署名・募金活動について☆

町内会等は、地域に住む多様な人々で構成されています。署名活動や募金活動を行うにあたっては、個人の思想信条を阻害したり、強制することがないよう、話し合いを十分行い、合意形成を図っていくといった配慮が必要です。

— 高知市より —

- 高知市からのお知らせとして、おおむね月1回程度、町内会等の代表の方にポスターやチラシなどを送付し、掲示や回覧にご協力をお願いしております。

また、毎月1日、高知市のLINE公式アカウントをお友達登録されている方を対象に、回覧文書を配信しております（高知市広報「あかるいまち」と同時配信）。

町内会等の皆様と共有していただければ、回覧文書を減らすことにつながっていきますので、ぜひ活用いただければ幸いです。



↑ 回覧文書はこちらから
(高知市ホームページ)



↑ 高知市LINE公式アカウント
お友達登録はこちらから



- 町内会等の代表者、送付文書数、世帯数及び班数に変更がありましたら、地域コミュニティ推進課までご連絡ください。

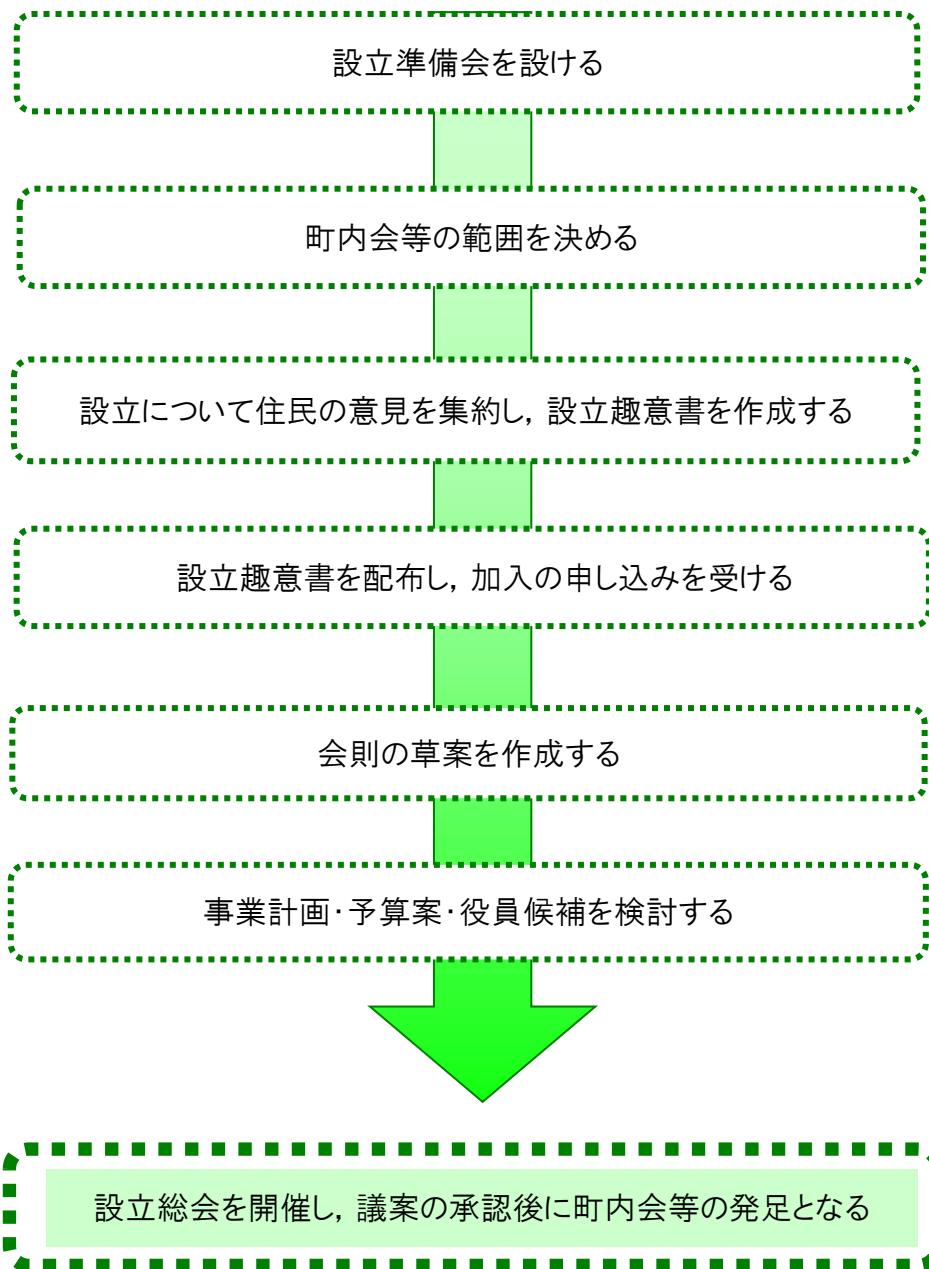
- 代表者の変更につきましては、次の関係機関と共有させていただきますが、その他機関については、各町内会等からの連絡が必要です。

- ・高知市環境業務課
- ・高知市地域防災推進課（自主防災組織の代表者変更は、別途、手続きが必要です。）
- ・高知市町内会連合会
- ・高知市衛生組合連合会

【お問い合わせ】

高知市地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080

◇町内会等を設立するには(例)◇



町内会組織設立のご相談・ご報告は…

高知市町内会連合会事務局 TEL:088-824-6562

地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080

◇会則(例)◇

○○町内会会則(例)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、○○町内会(以下「会」という)と称し事務所を会長宅に置く。

(組 織)

第2条 この会は、○○地域の居住者をもって組織する。

第2章 事 業

(目 的)

第3条 この会は、住民相互の親睦と融和を図り、住民の福祉増進と町内会の発展を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生活環境の向上に関すること。
- (2) 町内の防犯、防災及び交通安全に関すること。
- (3) 住民相互の親睦に関すること。
- (4) その他、この会の目的を達成すること。

第3章 役 員

(役員の種別)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長〇名、会計〇名、班長〇名、会計監査〇名

(役員の選任)

第6条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 会計監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。

3 会計は、この会の出納事務を処理する。

4 班長は、班内を掌握し、班内の事務を処理する。

5 会計監査は、本会の会計および資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第10条 定時総会は、年1回〇月に開催する。

2 臨時総会は、会員の3分の1以上より請求があったとき、または、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席とみなす。

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

第13条 総会において、次の事項を審議する。

(1) 会則の改正

(2) 決算、事業報告及び予算、事業計画

(3) 役員改選

(4) そのほか、会の重要事項

第5章 会 計

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(経費)

第15条 この会に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 この会の会費は、一世帯月額〇〇〇円とする。

2 会費は各班において徴収し、(班長がまとめて毎月〇〇日までに)会計に納入するものとする。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※町内会等の法人化をお考えの場合は、地方自治法で定めるべき事項が規定されていますので、地域コミュニティ推進課(TEL:088-823-9080)までご相談ください。

◇事業計画(例)◇

令和〇〇年度〇〇町内会事業計画書(例)

〇〇年度重点目標

1. 会員相互の親睦と融和を図り、親しまれる町内会を目指す。
2. 町内の生活環境の改善・整備に努める。
3. 青少年の健全育成のため各種団体と協力して町内会活動に積極的に取り組む。
4. ごみの分別、廃棄物減量の推進と指導の徹底。

令和〇〇年度	事 業 名
4月	<ul style="list-style-type: none">●役員会　　・総会について●総会　　・△△年度決算及び事業報告について　　・□□年度予算及び事業計画について　　・町内会役員の選出について
6月	<ul style="list-style-type: none">●役員会　　・町内レクリエーションについて　　・夏祭り行事について
8月	<ul style="list-style-type: none">●町内レクリエーションの実施●夏祭り行事の実施●役員会　　・敬老会について　　・地区運動会について
9月	<ul style="list-style-type: none">●敬老会の実施
10月	<ul style="list-style-type: none">●地区運動会への参加
11月	<ul style="list-style-type: none">●役員会　　・年末年始の町内一斉清掃について　　・年末交通安全運動について
12月	<ul style="list-style-type: none">●町内一斉清掃の実施●役員会　　・忘年会
3月	<ul style="list-style-type: none">●役員会　　・〇〇年度事業報告及び収支決算について　　・□□年度事業計画及び収支予算について　　・町内会運営について●会計監査

◇決算書(例)◇

令和△△年度○○町内会収支決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	本 年 度 決 算 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	70,000	70,000	
町 内 会 費	228,000	234,000	300 円×12 ヶ月× 65 世帯
公衆街路灯の電気料補助	16,000	16,000	1,600 円×10 灯
寄 付 金	3,000	7,000	
雑 収 入	1,000	500	預金利子など
合 計	318,000	327,500	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本 年 度 予 算 額	本 年 度 決 算 額	備 考
会 議 費	100,000	80,000	総会, 役員会他
町 内 行 事 費	100,000	120,000	夏祭り, 敬老会他
町 内 交 際 費	30,000	20,000	慶弔費, 交通費他
事 務 費	20,000	22,500	印刷代他
光 熱 費	20,000	22,000	公衆街路灯電気料
町内会連合会分担金	2,000	2,000	町内会連合会分担金
広 報 費	10,000	20,000	町内会報(年4回)
寄 付 金	3,000	3,000	○○への寄付金
予 備 費	33,000	0	
合 計	318,000	289,500	

$$\text{収入額} - \text{支出額} = \text{差引残額(翌年度繰越金)}$$

$$327,500 \text{ 円} - 289,500 \text{ 円} = 38,000 \text{ 円}$$

※ 支出を裏付ける書類として、必ず領収書を受け取りましょう。

高知市町内会等活性化事業費補助金を申請する場合は、領収書に「宛名」「日付」「金額」「内訳」が必須となります。

◇予算書(例)◇

令和〇〇年度〇〇町内会収支予算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考
前年度繰越金	70,000	70,000	44,000	
町 内 会 費	228,000	234,000	234,000	300 円 × 12 ヶ月 × 65 世帯
公衆街路灯 の電気料補助	16,000	16,000	16,000	1,600円×10灯
寄 付 金	3,000	7,000	6,500	
雑 収 入	1,000	500	500	預金利子など
合 計	318,000	327,500	301,000	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考
会 議 費	100,000	80,000	80,000	総会, 役員会他
町内行事費	100,000	120,000	113,000	夏祭り, 敬老会他
町内交際費	30,000	20,000	20,000	慶弔費, 交通費他※
事 務 費	20,000	22,500	10,000	印刷代他
光 熱 費	20,000	22,000	22,000	公衆街路灯電気料
町内会連合 会 分 担 金	2,000	2,000	2,000	町内会連合会 分担金
広 報 費	10,000	20,000	20,000	町内会報(年4回)
寄 付 金	3,000	3,000	3,000	〇〇への寄付金
予 備 費	34,000	0	31,000	
合 計	319,000	289,500	301,000	

※ 町内会等の役員は、地域の代表としていろいろな関係団体の会合に出席することが多く、これらの会費や分担金、交通費等が必要になります。こうした経費については「町内交際費」または「交通費」として、予算に計上している町内会等もあります。

3 町内会等への補助金について

◇コミュニティ集会所等施設整備事業費補助金◇

◆補助の対象◆

集会所の増改築または改修等(新築への補助は下の※参照)

町内会等が所有する集会所の増改築または改修等の事業。

ただし、用地の購入費・設計委託料・外構工事費・備品購入費・新築の際の既存建物の解体工事費は対象になりません(スロープの設置等、施設のバリアフリー化に伴う外構等の設置費は対象になる場合がありますので、ご相談ください)。

◆補助の金額◆

補助対象事業費の60%以内(ただし、補助額は600万円を限度)

※補助対象事業費が50万円未満の事業は対象外

・事業費が50万円以上～1,000万円以下 → 補助金＝事業費の60%

・事業費が1,000万円超 → 補助金＝600万円(限度額)

◆手続き◆

・補助を要望される場合は、事業実施予定の前年度の8月末までに、事業費の見積書を提出してください。

※集会所の新築の場合は、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しております。必要書類や、補助の限度額等が上記と異なりますので、実施予定の前年度の7月末頃までに、地域コミュニティ推進課へご相談ください。

◆留意点◆

・工事は補助金の交付決定後に着手することとなります。交付決定前に着工した場合は、補助対象なりませんのでご注意ください。

・事業の実施については、町内会等の総会で必ず合意を得てください。また、集会所用地の所有者の了承(長期的活用)を必ず得てください。

◇コミュニティ助成事業補助金◇

・町内会等が地域コミュニティ活動の促進を図るための活動に直接必要な設備等の購入に対し、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しています。補助を要望される場合は、実施予定の前年度の7月末頃までに、地域コミュニティ推進課へご相談ください。

◇高知市町内会等活動活性化事業費補助金◇

高知市町内会連合会では、町内会等が主体となって地域課題の解決に取り組む活動や、町内会等に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民のつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動等に対し、必要経費の一部を補助します。

★補助の対象となる活動★

- 1 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
- 2 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動
- 3 地域の情報発信に係る活動
- 4 地域住民の交流および環境美化を促進する活動

◆申請手続き◆

(1) 募集期間

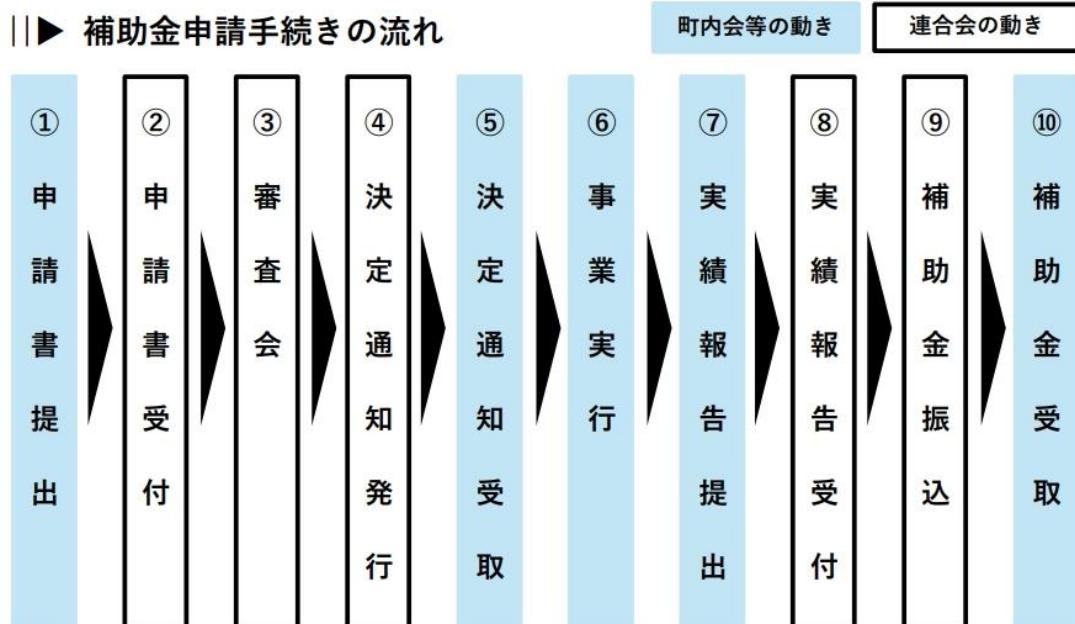
令和7年4月1日(火)～12月26日(金)

(2) 申請方法

必要書類を高知市町内会連合会へ郵送・メール・持参にて提出してください。

※ 持参の場合は、平日10時00分から16時00分まで（P16参照）

(3) 補助金申請手続きの流れ（公衆街路灯の設置等に係る経費の申請はこのとおりではありませんので、ご注意ください。）



予算の都合上、ご要望にお応えできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動

① 公衆街路灯の設置及び灯具交換に係る経費

◆補助の対象◆

道路・公園等の公共的な箇所の安全や非行防止等を目的として、町内会等が公衆街路灯を新設(LED灯具に限る)または既設街路灯の灯具をLED灯具に取り替える事業

(※既設街路灯の移設・修繕・撤去費等は対象となりません。)

◆補助の金額◆

公衆街路灯の新規設置	
・ 電力柱やNTT柱等に照明器具を取り付ける場合	上限@10,000円
・ 小柱(ポール)等を建柱して照明器具を取り付ける場合	上限@20,000円
LED灯具への取替	
・ 蛍光灯具等からLED灯具への取替	上限@12,000円
・ LED灯具からLED灯具への取替	上限@12,000円

② 公衆街路灯の維持管理に係る経費(電気料の補助金)

◆補助の対象◆

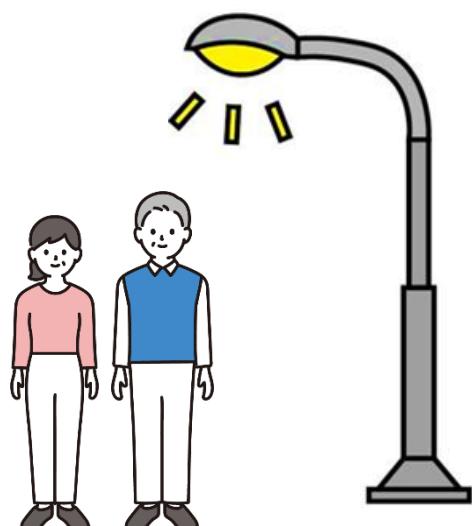
以下の3点について、全て満たすものを対象とします。

- ・町内会等が電気料を支払っており、一般の交通の用に供する場所を終夜照明する電灯で、防犯及び交通安全上必要最小限の箇所に設置されているもの
- ・四国電力(株)等との契約が公衆街路灯AまたはBとなっているもの
- ・商工業の振興を目的とした街路灯、アーチ及びネオンサイン等以外のもの

◆補助の金額◆

契約電力	一灯当たりの補助金額(年額)
10Wまで	@1,600円/灯
10W超	@2,000円/灯

※町内会等が4月分の電気料を
支払った灯数により算出



2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動

③ 資源・不燃物集積所の分別指導の体制確保に係る経費

◆補助の対象◆

ごみ集積所への指定時間外の持込みや不適切な排出を避け、ごみ排出者の分別理解・意識の向上につなげるため、町内会等が維持管理する資源・不燃物の集積所において、分別指導に係る経費

（※高知市環境業務課へ登録されている、ごみ集積所を設置又は維持管理する町内会及び管理団体、また箇所数を補助対象とします。）

◆補助の金額◆

集積所1箇所につき 上限18,000円/年

④ ごみ集積所の維持管理に必要な備品の修理および交換・消耗品購入に係る経費

◆補助の対象◆

ごみ集積所の維持管理及び環境整備を目的に、既存ごみストッカーの修理・交換、及びカラス被害対策用ネット、不燃物の仕分け用コンテナ等の消耗品の購入費

◆補助の金額◆

ごみストッカーの修理・交換 上限70,000円／基
カラス被害対策用ネット、コンテナ等の消耗品 上限30,000円／事業



3. 地域の情報発信に係る活動

⑤ 掲示板の新設・板の取替に係る経費

◆補助の対象◆

町内の住民へのお知らせなどを目的として、町内会等が掲示板を新設するまたは既存掲示板の板の取替に係る経費(※1団体2基まで)

◆補助の金額◆

掲示板の新設
上限25,600円/基
掲示板の板の取替
上限11,000円/基

⑥ 会報や回覧物等の発行・回付、掲示物の掲示に係る経費

⑦ パソコン・プリンター等、備品の購入費

◆補助の対象◆

町内の住民へのお知らせなどを目的として、町内会等が発行する会報や回覧物の回付、掲示物の掲示等情報発信に必要な消耗品、また備品の購入費

◆補助の金額◆

会報の発行、回覧物の回付等
上限50,000円/事業
パソコン・プリンター等の備品購入
上限70,000円/事業

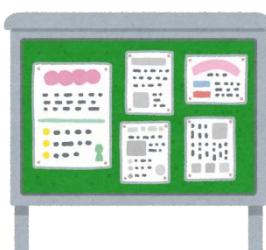
⑧ デジタル化に向けての導入経費

◆補助の対象◆

町内のデジタル化に向けたWi-Fi設置やルーター購入等にかかる初期費用、電子回覧板の普及に向けた講習会の経費(会場使用料、講師謝礼等)等

◆補助の金額◆

デジタル化導入経費
上限50,000円/事業



4. 地域住民の交流および環境美化を推進する活動

⑨ 住民の交流促進を目的とした、町内会等が開催するイベント経費

⑩ 地域活動や地域交流および環境美化のための経費

◆補助の対象◆

地域住民同士の交流促進を目的とした、町内会等が開催するイベント(ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り)等に係る経費、または地域の清掃活動の用具や町内会等が管理する公民館等で使用するイスやテーブル等備品購入費、会場使用料等

◆補助の金額◆

イベント開催に係る経費
上限50,000円/事業
イス、テーブル等の備品購入
上限50,000円/事業

⑪ 未加入世帯への啓発活動に係る経費

⑫ 空白地域において、町内会設立に係る経費

◆補助の対象◆

町内会に長年未加入の世帯に対する加入への啓発活動、また空白地帯における町内会設立に係る経費

◆補助の金額◆

未加入世帯への啓発活動				
5世帯未満	5世帯～10世帯未満	10世帯～15世帯未満	15世帯～20世帯未満	20世帯以上
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
町内会の設立				
上限30,000円/事業				

補助金の申請方法や詳しいお問い合わせは高知市町内会連合会までお願いします。

【お問い合わせ】 高知市町内会連合会 事務局

高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎2階

TEL:088-824-6562 FAX:088-855-6510

開所日時:月～金曜日 10:00～16:00

休所日:土・日・祝日・振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)

e-mail:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

URL :<http://www.kochishi-choren.net/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



4 町内会等の環境美化活動への支援

快適な生活環境づくりと住民の相互理解を図るために、町内会等が主催する河川や町内の
一斉清掃等の環境美化活動への支援を行っています。

◆支援の内容◆

(1) 清掃物品提供、貸出(地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080)

○ごみ袋の提供

可燃ごみ用 大、小、特小 不燃ごみ用 小、特小

(大は概ね45リットル、小は概ね30リットル、特小は概ね20リットルサイズ)

※ごみ袋は高知市民憲章推進協議会から提供いただいている。

○火ばさみの貸出

(2) ごみの収集(環境業務課 TEL:088-856-5374)

町内会一斉清掃など、大量のごみがまとまって排出される場合は収集にお伺いしますが事前に登録が必要となりますので、実施日・清掃範囲・ごみ集積場所等、計画を立てたらお早めにご相談ください。(ただし、時期などの関係でお引き受けできないことがあります。)

(3) 環境美化活動保険(地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080)

市や町内会等が主催する環境美化活動保険中に発生した事故に対応するため、年間を通じて傷害保険と賠償保険に加入しています。

○傷害保険…参加者自身が傷害を被った場合

○賠償保険…参加者が誤って第三者や物に対
して損害を与えてしまった場合



保険種類	対象	内 容	保険金額・支払限度額
傷害保険	本人	死亡・後遺障害	1,000万円
		入院日額	5,000円
		通院日額	3,000円
賠償保険	第三者	対人・対物 共通	1億円

★事故が起きたら

万一事故が起きた場合、ケガの手当てや、必要な場合は病院への搬送を優先してください。保険の手続きは後日になってもかまいません。できるだけ速やかに地域コミュニティ推進課までご連絡ください。



〈連絡事項〉

- 町内会名・代表者氏名・住所・電話番号
- ケガ人の氏名・住所・電話番号
- 事故の場所・時間・状況

(ケガや損害の程度、どんな状況で起こったかなど)

※保険手続きのため、「事故報告書」・「参加者名簿」・「事故発生場所の地図」などが必要になる場合があります。後日、必要なものをお問い合わせいたしますので、環境美化活動主催者(町内会代表者等)またはケガをされた方からのお提出をお願いします。

適用例

- 高知市が中心となって行う清掃活動における事故(浦戸湾・七河川一斉清掃や環境美化重点地域一斉清掃等)
- 町内会等が主催して行う清掃活動における事故(地区一斉清掃等)
- 資源不燃物ステーションでの分別作業中等における事故
- ★所定の集合場所・解散場所と自宅との通常経路往復時に被った傷害についても適用されます。

保険金をお支払いできない主な例(傷害保険)

- ×故意・自傷行為・犯罪行為・けんかなどによる傷害
- ×地震・津波などの天災による傷害
- ×脳疾患・心神喪失など、疾病が要因と考えられる傷害
- ×草木による肌のカブレ
- ×頸部症候群(「むちうち症」など)や腰痛で本人にしか痛みの分からない場合など

【お問い合わせ】

地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080

5 町内会の法人化について

◆認可制度について◆

町内会等の地縁団体は、基本的に法人格を有していませんが、地方自治法に定める要件を満たした場合、市長の認可により法人格を取得することができます。法人格を取得した町内会等は「認可地縁団体」となり、町内会等の名義で不動産等の所有権登記を行うことができます。

※町内会等で共有使用している集会所や用地が、町内会長の個人名義になっている等の問題を解決するためにできた制度です。

◆認可要件の緩和について◆

従前の認可制度は、町内会等の名義で不動産を保有または保有を予定していることが要件となっていましたが、令和3年11月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正で、不動産の保有または保有の予定に関わらず、地域的な共同活動(※)を円滑に行うため、市長の認可によって、法人格を取得できるようになりました。

◆認可の要件◆

法人化の認可を得るための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすこととされています。

- (1) 一定の地域内で町内会等の組織を形成し、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

※地域的な共同活動とは

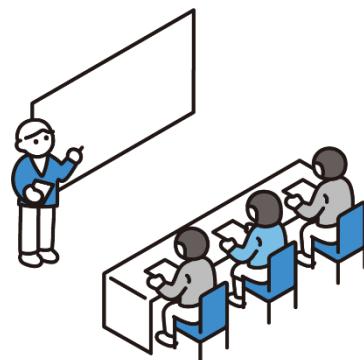
地域的な共同活動とは、不動産または不動産に関する権利等を保有すること以外にも、①継続した活動基盤の継続、②町内会等が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と町内会等の財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

◆認可申請の事前準備◆

法人化の認可申請を行う前に、町内会等で総会を開催し、認可申請の要否の意思決定を行います。

併せて、規約の整備、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定等を審議し、町内会等の意思決定を行います。

※規約については、地方自治法で定めるべき事項が規定されていますので、制定や改正の前にご相談ください。



◆認可申請手続きに必要な書類◆

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて、総会で
議決したことを証する書類(総会議事録等)
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ 良好な地域社会の維持・形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載
した書類(事業報告書、収支決算書など)
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類(総会議事録、会長就任承諾書)
- ⑦ 区域を示した図面

◆認可告示及びその後の手続き等◆

・法人化の認可を受けた町内会等の名称や事務所の場所、代表者の住所・氏名等について市が告示します。また、認可を受けた町内会等には、「高知市公報」の写しを添付して、法人化の認可通知を送付します。告示した事項や規約に変更があった場合には、届出書の提出が必要となります。

・不動産登記については、認可後に、各町内会等が法務局へ登記手続きを行う必要があります。登記手続きには、「認可地縁団体証明書」が必要になります。証明書の発行申請窓口は、地域コミュニティ推進課になります。1通 400 円の発行手数料(市の収入証紙)が必要です。証明書発行の申請はどなたでも行えます。

【お問い合わせ】

- 法人化の手続きについては 地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080
認可地縁団体証明書交付については... 地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080
不動産登記については 高知地方法務局 TEL:088-822-3331

◆町内会等法人化申請手続きの流れ◆



6 会員名簿を作るときの注意事項について

個人情報保護法は、町内会等の非営利組織にも適用されます。

～個人情報保護委員会「自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項」より抜粋～

◆個人情報を集める・保管するときのルール◆

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
ステップ① 個人情報を集める前	
利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に記載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
ステップ② 本人から個人情報を集めるとき	
利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
ステップ③ 個人情報を保管しているとき	
安全管理措置 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	町内会等の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、 <u>名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。</u>
保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。	ステップ②で配布する書面に訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

◆個人情報を第三者に提供するときのルール◆

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
提供に関する記録義務 提供先などを記録し一定期間保管する。	会員名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
本人の同意の取得 <p>本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく場合 2 人の生命、財産を守る場合 3 委託先に提供する場合 	<p>「名簿に記載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察からの照会 2 災害発生時の安否確認 3 会員名簿の印刷のため委託業者に名簿を提供する場合
委託先の監督 <p>個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。</p>	<p>会員名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、<u>個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</u></p> <p>◆委託先への確認方法の例◆ 情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等</p> <p>また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。</p>

◆個人情報保護法に関するQ&A◆

Q. 個人情報とは？

A. 生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく住所や電話番号、町内会等における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q. すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいか？

A. 会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q. 新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいか？

A. 以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われますので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q. 会全体の名簿以外でも地域やブロックごとの連絡網を作成・配布する場合、どうすればよいか？

A. 会員名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

【お問い合わせ】 個人情報保護法相談ダイヤル

TEL:03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

1 自主防災組織をご存知ですか？

災害を未然に防ぎ、被害を最小限にいく止めるためには、「日頃からの備え」に勝るものはありません。「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、災害に対して地域の人たち全員が協力できる体制を整えることが重要です。

市ではこのような組織を「自主防災組織」と位置づけて、地域ごとに組織の結成を呼びかけています。
(令和7年4月1日現在 結成率 96.8% 847 組織)

自主防災組織の結成までの手順例は以下のとおりです。ぜひ参考にしてください。

◆自主防災組織の結成まで◆

1 防災について話をしてみましょう

近所の方とお話をするとき、地域で会合があるときなど、防災について少し話をしてみてください。普段の会話から、自主防災組織の活動がはじまります。

2 役員、活動範囲の決定

組織の核として活動していただく役員を決めましょう。

組織の規模等によって役員数などは変わりますが、最低でも会長、副会長、会計、監査の4役はお決めいただくようお願いいたします。

また、自主防災活動を行う区域を役員で決定し、地図上で範囲を確認しましょう。これは、地域の防災面における課題を確認するためにも重要です。

3 結成に向けた確認

結成に向けて、地域のみなさんで会合等をもち、結成にあたっての確認をしましょう。ここで行うべきことは下記のとおりです。

・自主防災組織を結成することを報告

自主防災組織として防災活動を行っていくことを役員から説明し、協力をお願いしましょう。

・自主防災組織の正式名称の決定

組織の名称を皆さんのがんのもとで決めましょう。母体となる学校区や町内会等の名称など、わかりやすい名称にしましょう。

4 市役所に書類の提出

地域防災推進課に、自主防災組織の結成を届け出てください。

必要な書類は下記の3種類です。作成方法等については、地域防災推進課(電話:088-823-9040)までおたずねください。

ア)自主防災組織等登録申請書

イ)加入世帯名簿(※班長名簿でも可)

ウ)活動区域の平面図(※イで班長名簿を提出する場合は

班割を図示してください。)



◇自主防災組織の活動と補助制度◇

自主防災組織の活動は、その地域や想定される被害などに応じて様々です。自主防災組織のメンバーによる話し合いによって、内容や方法が決定されています。

活動の一例と、高知市による自主防災活動への補助制度について紹介します。



◆自主防災組織のおもな活動事例◆

- (1) 防災訓練・・・消火訓練、避難訓練など、災害発生を想定して行う訓練
- (2) まち歩き・・・地域の特徴や防災面の課題を確認するための実地学習
- (3) 防災マップの作成・・・避難場所や消火栓などの位置を周知するための資料作成
- (4) 防災資機材の購入・・・地域で自主防災活動を行うための各種資機材の購入
- (5) 学習会の開催・・・防災有識者を地域に招き、知識を高めるための活動

◆補助制度◆

自主防災活動を支援するため、高知市には以下のような補助制度があります。補助申請方法については、毎年4月末頃に自主防災組織の会長等に対して文書にて通知されます。補助対象となる事業内容の詳細につきましては、地域防災推進課までお問い合わせください。

(1) 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金

ア 自主防災組織の育成・整備を図る事業

防災資機材を整備する自主防災組織に対する補助制度です。(1組織当たり、1回のみ申請可能)

補助額:60万円を基本上限額とし、世帯数に応じて加算した額を上限とします。

イ 自主防災組織の活動活性化を図る事業

訓練等の防災活動を実施する自主防災組織に対する補助制度です。

補助額:上限10万円

ウ 自主防災組織の再整備を図る事業

上記アの事業またはウの事業を活用した年度から3年以上経過した自主防災組織に対して、防災資機材の購入を支援する補助制度です。

(※申請には、継続して活動していることが分かる資料が必要。)

補助額:上限10万円

エ 自主防災組織の交流・連携を図る事業

訓練等の防災活動を実施する自主防災組織連合会(活動エリアが小学校区である自主防災組織)に対する補助制度です。

補助額:20万円を基本上限額とし、世帯数に応じて加算した額を上限とします。

オ 自主防災組織の連携・整備を図る事業

3年以上の継続した活動実績のある自主防災組織連合会に対して、防災資機材の購入を支援する補助制度です。(※申請には、継続して活動していることが分かる資料が必要。)

補助金:上限10万円

(2) 高知市防災資機材等整備費補助金

防災資機材等を整備する自主防災組織及び自主防災組織連合会に対する補助制度です。

※自主防災組織の自己負担が半額以上必要です。

【お問い合わせ】 地域防災推進課

TEL:088-823-9040

FAX:088-823-9008

2 ごみステーションについて

可燃ごみ・プラスチック製容器包装ステーションの新設

◆申 請◆

住宅が増えることなどによって、可燃ごみ・プラスチック製容器包装ステーション(集積場所)の新設等を希望される場合は「可燃ごみ集積所設置等届出書(様式第1号)」の提出が必要です。届出書は、環境業務課またはホームページからお取り寄せください。

なお、集合住宅を建築する場合は、ごみ集積所の場所をあらかじめ環境業務課と協議してください。

◆場所の選定◆

場所の選定にあたっては、以下の点についてご検討ください。

- 1 収集車の運行に適している場所であること
- 2 交通の支障にならない場所であること(交差点内は避けてください)
- 3 関係住民の同意を得た場所であること
- 4 利用者が原則として20世帯以上であること

◆通 知◆

「可燃ごみ集積所設置等届出書」が提出されると、後日現地を確認調査の上、環境業務課からその適否を代表者に電話連絡します。この連絡があるまでは、既存のステーションにお出しください。

資源・不燃ごみステーションの新設

場所の選定また通知にあたっては、可燃ごみステーション新設時と同様の条件が必要です。

ただし、利用者が原則としておおむね100世帯を単位とする資源物・不燃ごみ登録団体(自治団体)で、集積場所と代表者を定めて「資源物・不燃ごみ集積所設置等届出書(様式第2号)」を提出してください。



3 ごみの排出について

ごみは収集日以外に出さないでください

収集日以外または収集後にごみを出されると、その日のうちに収集が出来ません。それにより、犬・猫・カラス等が荒らし、ごみが散乱する場合があります。

また、腐敗による悪臭等、衛生面でもよくありませんので、ごみは収集日当日、朝8時までに出してください。

プラスチック製容器包装について

プラスチック製容器包装は、風の影響などで道路等に散乱し、大変ご迷惑をおかけすることがあります。

台風時ののみならず、風の強い日は飛散する確率が非常に高くなりますので、日を改めて排出をお願いします。

4 ごみの収集について

ごみの収集時間

ごみの収集時間は一定ではありません。収集業務は朝8時から行っておりますが、収集当日の交通事情や道路工事の有無、ごみ排出量等の影響により、通常午前中に収集を行っているステーションでも午後の収集になる場合や、その逆になる場合もあります。

犬・猫等の小動物死骸収集について

野良犬・野良猫もしくは飼い主の不明な小動物の死骸については、情報提供があれば、収集に伺います。月曜から金曜(祝日は除く)の午前8時から午後4時45分までに環境業務課へご連絡をお願いします。

なお、業務時間外(平日の午後4時45分以降午後9時まで及び土・日・祝日等)で急を要する場合は、市役所代表電話(TEL:088-822-8111)までご連絡ください。

ペットについても月曜から金曜(土・日・祝日は除く)の午前8時から午後4時45分までに環境業務課にご連絡ください。なお、ペット1体につき、1,040円の手数料がかかります。

5 ごみ出前講座について

市民の皆さんに、正しい家庭ごみの出し方等を理解していただくことを目的として、職員が出向き「ごみ出前講座」を行っています。

出前講座では、高知市のごみの分別方法、ごみの減量に向けた取組み等を説明しています。

詳しくは環境業務課までお問い合わせください。



ごみステーション・ごみの排出
ごみの収集・ごみ出前講座について
【お問い合わせ】

環境業務課 TEL:088-856-5374

6 高知市廃棄物減量等推進員制度について

廃棄物減量等推進員制度は、地域において市と協力してごみの減量化や再生利用を促進していくためのボランティアリーダーになっていただくもので、平成12年1月から開始しました。任期は2年間で、毎年1回研修会を行っております。

現在は、第13期として令和6年1月1日から令和7年12月31日までの任期となっておりますが、任期途中で新たに推薦していただくことも可能です。（年度ではなく、1月から翌年の12月までが委嘱期間になっています。）

推進員には、委嘱書・廃棄物減量等推進員のしおり・推進員証・名札入れをお渡ししています。

推薦・変更・辞退については届出が必要です。

詳しくは、新エネルギー・環境政策課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

新エネルギー・環境政策課 TEL:088-823-9209

7 高知市町内会連合会

◆組織概要◆

高知市町内会連合会は、住民の意志に基づき自主的に設立、運営される団体として、昭和63年11月、それまでの単一町内会の加入運営から、行政区を単位とする全市的な組織として、「快適で安全で安心な、心ふれあう住みよいまちづくり」を目指して発足しました。現在、832の単位町内会及び30地区連合会を基に形成されています。

◆事業概要◆

主な事業として、

- 1) 定時総会の開催
- 2) リーダー研修会の開催
- 3) 会報の発行
- 4) 掲示板整備事業(掲示板の新設と板取替修繕)
- 5) 環境美化活動
- 6) 公衆街路灯電気料補助事業
- 7) 町内会・自治活動についての相談
- 8) 町内会の結成について
- 9) その他

目標に応じた事業

事 業 目 標	実 施 事 業
①連合会活動の推進	高知市議会・関係行政機関及び各種団体との連携・協働、全国自治会連合会及び中四国自治会連絡協議会との連携、リーダー研修会の開催
②組織の強化活動	未加入組織の加入促進、高知市町内会連合会及び地区町内会連合会の組織強化の推進、町内会設立の推進、女性部会の活動、青壮年部の活動
③環境美化活動の推進	ごみの減量化、分別収集の徹底、浦戸湾・七河川一斉清掃、まちを美しくする運動への協力・参加、水洗化率向上に向け住環境の改善促進への支援
④明るく住みよいまちづくり運動の推進	公衆街路灯電気料補助事業、青少年健全育成と地域安全活動、高齢化社会に対する活動
⑤緊急災害時対応の研究	自主防災組織の充実、防災意識の啓発・学習
⑥市民憲章運動の推進	高知市民憲章推進協議会の事業への積極的な参加
⑦広報活動の拡充	「会報」の普及徹底・紙面の充実、行政施策と連動した利活用の増進、掲示板整備事業
⑧会員の表彰	会長表彰の実施、市長表彰への推薦 上部団体・組織による表彰への推薦、関係機関への上申

◆組織図◆

高知市町内会連合会

地 区 町 内 会 連 合 会 (30地区)

土佐山 鏡春野一宮初月秦浦御量長浜潮江よこせと江陽弥右衛門下知橋一ツノ口坂江ノ高坂小南街高知街北上街神田鴨旭朝倉種三里崎新木津大介良久重

单 位 町 内 会

【お問い合わせ】高知市町内会連合会 事務局

高知市鷹匠町 2 丁目1-43 たかじょう庁舎2階

TEL:088-824-6562 FAX:088-855-6510

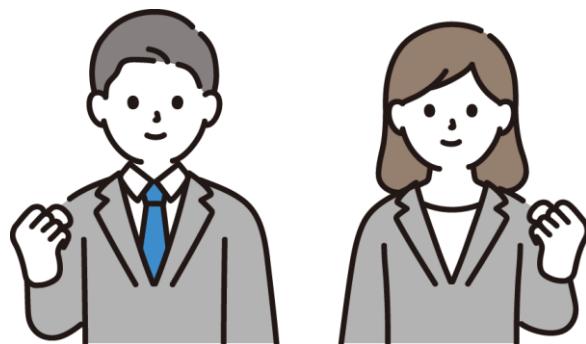
開所日時:月～金曜日 10:00～16:00

休所日:土・日・祝日・振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)

e-mail:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

URL :<http://www.kochishi-choren.net/>

※右の QR コードからもご覧いただけます。



8 高知市ふれあいセンター

ふれあいセンターは地域のコミュニティ活動の拠点施設です。町内会活動(会議, 行事, 親睦会など)や, 住民の皆さんの交流, グループ・サークルなどの学習・集会の場としてお気軽にご利用ください。

※会議室等の貸室を町内会活動等に利用される場合は, 使用料の減免措置があります。

詳しくは各センターへお問い合わせください。

【1】施設一覧

センター名	所在地	電話	施設内容
朝倉	曙町一丁目14-12	088-844-1424	ふれあいサロン,図書室,(和室,実習室,会議室)
鴨田	鴨部860-1	088-844-3238	ふれあいサロン,図書室,(和室,多目的ホール)
初月	南久万119-1	088-872-5527	ふれあいサロン,図書室,(会議室)
秦	中秦泉寺54-3	088-872-6911	ふれあいサロン,図書室,(会議室,和室,実習室)
一宮	一宮中町一丁目5-20	088-845-1691	ふれあいサロン,図書室,(和室,教養娯楽集会室)
布師田	布師田1647	088-845-1305	ふれあいサロン,図書室,(和室,実習室,会議室)
高須	高須新町二丁目5-15	088-882-6912	ふれあいサロン,図書室,(実習室,会議室,ホール)
五台山	五台山2945-2	088-882-6337	ふれあいサロン,図書室,(和室,実習室,会議室)
三里	仁井田4229-2	088-847-0295	図書室,(和室,実習室,会議室,ホール)
長浜	長浜690-5	088-842-2211	ふれあいサロン,図書館,(和室,ホール)
浦戸	浦戸274-9	088-842-2405	ふれあいサロン,図書室,(和室,会議室)
御畠瀬	御畠瀬252	088-842-2302	ふれあいサロン,図書室,(和室,実習室,ホール)
大津	大津乙930-5	088-866-2311	ふれあいサロン,図書室,(和室,実習室,会議室)
介良	介良乙2286	088-860-0301	ふれあいサロン,図書室,(和室,実習室,会議室)
龍馬の生まれたまち記念館内ふれあいセンター (高知市上町二丁目6-33 TEL:820-1115)			(ふれあいホール,多目的室,和室)

※()内は貸室部分です。



【2】施設の利用時間など

●事務所

開所日・時間	火～土曜日 9:00～17:00
休所日	日曜日・月曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

※龍馬の生まれたまち記念館内ふれあいセンター

年中無休・開館時間 8:00～19:00

●会議室、実習室などの貸室

利用日・時間 など	通年利用可 9:00～22:00 ※利用の際は事前にセンターへのお申込みが必要です。
利用料	・詳細は各ふれあいセンターにお問い合わせください。 ・規則に定める公共的な目的で利用する場合などは、全額または半額免除となります。

※龍馬の生まれたまち記念館内ふれあいセンター

9:00～12:00, 13:00～22:00

●図書室(長浜ふれあいセンター内図書館以外)

開室日・時間	火～金曜日 13:00～17:00, 土曜日 10:00～17:00, 日曜日 10:00～13:00
休室日	月曜日・毎月第3金曜日(8月を除く) 祝日・年末年始(12月29日～1月4日)

●長浜ふれあいセンター内図書館

開館日・時間	火～金曜日 10:00～18:00, 土・日 10:00～17:00
休館日	月曜日・毎月第3金曜日(8月を除く)・祝日 年末年始(12月29日～1月4日) 資料特別整理期間(3月中の4日間)

※龍馬の生まれたまち記念館内ふれあいセンターには図書室は併設されておりません。

【3】Wi-Fiモバイルルーターの貸出について

各センターの貸室を利用される方にWi-Fiモバイルルーターの貸出を行っております。リモート会議や、動画を活用しての地域活動などにぜひご活用ください。

(貸室の申し込みの際に合わせてお申し込みください)

9 土佐建機江ノ口コミュニティセンター

土佐建機江ノ口コミュニティセンターは、市民の皆様のコミュニティ活動や図書館機能も備えた各種学習の場として、また災害時における避難場所としての機能を併せ持つ複合施設です。

施設の利用等について、詳しくは土佐建機江ノ口コミュニティセンターへお問い合わせください。

※こちらからもご覧いただけます →



【1】施設概要

名称・所在地	連絡先	施設内容
土佐建機江ノ口コミュニティセンター 高知市愛宕町一丁目10-7	TEL:088-820-1022 FAX:088-822-1119	1階:駐車場 2階:コミュニティサロン、事務所 3階:図書館 4階:会議室…A(45m ²), B(47m ²) 和室…A(9畳), B(12畳) 5階:ホール…A(55m ²), B(76m ²)

【2】施設の利用時間など

●事務所

開所日・時間	火～土曜日 9:00～17:00
休所日	日曜日・月曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

●ホール・会議室・和室の貸室

※Wi-Fiが利用できます。

利用日・時間 など	火～日曜日 9:00～12:00, 13:00～21:00 ※利用の際は事前にセンターへのお申し込みが必要です。
利用料	●詳細は土佐建機江ノ口コミュニティセンターにお問い合わせください。 ●規則に定める公共的な目的で利用する場合などは、全額または半額免除となります。

●図書館

開館日・時間	火～金曜日 10:00～18:00 土・日曜日 10:00～17:00
休館日	月曜日・毎月第3金曜日(8月を除く)・祝日 年末年始(12月29日～1月4日)・資料特別整理期間(3月中の4日間)

10 高知市下知コミュニティセンターアイジス

高知市下知コミュニティセンターアイジスは、コミュニティ活動や図書館機能を備えた各種学習・地域防災のそれぞれの拠点機能を備えた複合施設です。

特に防災面については、周辺地域が海拔0m地帯であることから、津波発生時の一時避難場所として、重要な役割を果たします。

施設の利用等について、詳しくは高知市下知コミュニティセンターアイジスへお問い合わせください。



※こちらからもご覧いただけます →



【1】施設概要

名称・所在地	連絡先	施設内容
高知市下知コミュニティセンターアイジス 高知市二葉町10-7	TEL:088-880-1770 FAX:088-880-1771	1階:駐車場、事務所、コミュニティサロン 2階:図書館 3階:会議室 A(32m ²), B(26m ²), C(80m ²) 和室…12畳 4階:多目的ホール…149m ²

【2】施設の利用時間など

●事務室

開所日・時間	火～土曜日 9:00～17:00
休所日	日曜日・月曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

●ホール・会議室・和室の貸室

※Wi-Fiが利用できます。

利用日・時間など	火～日曜日 9:00～21:00 ※利用の際は事前にセンターへのお申し込みが必要です。
利用料	●詳細は高知市下知コミュニティセンターアイジスにお問い合わせください。 ●規則に定める公共的な目的で利用する場合などは、全額または半額免除となります。

●図書館

開館日・時間	火～金曜日 10:00～18:00, 土・日曜日 10:00～17:00
休館日	月曜日・毎月第3金曜日(8月を除く)・祝日・年末年始(12月29日～1月4日)・資料特別整理期間(3月中の4日間)

11 高知市弥右衛門ふれあいセンター

高知市弥右衛門ふれあいセンターは、地域の発展とまちづくりを見通したコミュニティ活動の拠点的な施設です。地域住民はもちろん、市民の文化活動や集いの場として、また健康づくりや各種催しなど、どなたでもご利用いただけます。施設の利用等について、詳しくは高知市弥右衛門ふれあいセンターへお問い合わせください。

※こちらからもご覧いただけます →



【1】施設概要

名称・所在地	連絡先	施設内容
高知市弥右衛門ふれあいセンター 高知市北御座2-60	TEL:088-885-1660 FAX:088-885-1661	集会室(体育施設)…419.52m ² 調理室 … 30.80m ² 和室(24畳×2室) … 124.11m ² 談話ホール … 116.08m ² 事務室 駐車場(28台収容)

【2】施設の利用時間など

※Wi-Fiが利用できます。

開所日・時間	木～火曜日 9:00～21:00
休所日	水曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)
施設について	<ul style="list-style-type: none">●集会室(体育施設)・調理室・和室を利用する際は、事前にセンターへのお申込みが必要です。利用料等の詳細については、高知市弥右衛門ふれあいセンターにお問い合わせください。●規則に定める公共的な目的で利用する場合などは、貸室利用料が全額または半額免除となります。●談話ホールの利用料は無料です。



12 高知市木村会館

高知市木村会館は、高知市のコミュニティ活動、社会福祉活動及び社会教育の振興を図ることを目的に設置された施設です。図書館機能に加えて、コミュニティ活動・生涯学習・地域防災のそれぞれの拠点機能を備えています。施設の利用等について、詳しくは高知市木村会館へお問い合わせください。

※こちらからもご覧いただけます →



【1】施設概要

名称・所在地	連絡先	施設内容
高知市木村会館 高知市旭町三丁目121番地	TEL:088-872-0374 FAX:088-872-8749	1階:事務室、ふれあいサロン 市民活動支援室、相談室、集会室(88.㎡) 交流室(51㎡)、談話室(31㎡) 2階:図書館、対面音訳室 大会議室(72㎡)、小会議室(29㎡) 和室(39㎡)、実習室(31㎡) 3階:大ホール(286㎡)

【2】施設の利用時間など

●事務室

開所日・時間	火～土曜日 9:00～17:00
休所日	日曜日・月曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)

●ホール・会議室・和室などの貸室

※Wi-Fiが利用できます。

利用日・時間 など	火～日曜日 9:00～21:00 ※利用の際は事前にセンターへのお申し込みが必要です。
利用料	●詳細は木村会館にお問い合わせください。 ●規則に定める公共的な目的で利用する場合などは、全額または半額免除となります。

●図書館

開館日・時間	火～金曜日 10:00～18:00，土・日曜日 10:00～17:00
休館日	月曜日・毎月第3金曜日(8月を除く)・祝日・年末年始(12月29日～1月4日)・資料特別整理期間(3月中の4日間)

13 高知市関係各課連絡先

(令和7年4月現在)

内 容	担当課	電話番号
ごみの収集日・ステーションについては	環境業務課	088-856-5374
ごみ出前講座については		
ごみの持込場所がわからないときは		
ごみの分別やリサイクルについては		
廃棄物減量等推進員制度について	新エネルギー・環境政策課	088-823-9209
し尿収集の申込み、転居などによる使用中止は	公益財団法人 高知市環境事業公社 ※鏡・土佐山・春野地域のし尿処理手数料については、収集を依頼されている許可業者にお問い合わせください。	088-884-4424
民生委員・児童委員については	健康福祉総務課	088-823-9440
生活保護についての相談は	福祉管理課	088-823-9444
犬・猫についての相談は	生活食品課	088-822-0588
防災対策全般については	防災政策課	088-823-9055
自主防災組織については	地域防災推進課	088-823-9040
自治公民館活動については	文化振興課	088-821-9215
集会所の新設・改修の補助については	地域コミュニティ推進課	088-823-9080
公衆街路灯(防犯灯)設置費の補助については	高知市町内会連合会	088-824-6562
公衆街路灯(防犯灯)電気料の補助については	高知市町内会連合会	088-824-6562
市営住宅のことについては	高知市営住宅管理センター	088-823-9067
市道の破損を見つけたときは	道路管理課	088-823-9379
市道への占用物件(防犯灯・掲示板など)の設置については		
河川・水路・里道(農道)に関することについては	河川水路課	088-823-9475
下水道施設の計画、建設工事などについては	上下水道局下水道整備課	088-821-9248
地籍調査及び住居表示に関することについては	地籍調査課(地籍調査担当)	088-823-9761
マンホールの異常を見つけたときは	上下水道局管路管理課	088-821-9235
道路で水漏れを見つけたら		
上下水道の使用料については	料金お客様センター	088-832-1132
公園、緑地、児童公園については	みどり課	088-823-9469
地籍調査及び住居表示に関することについては	地籍調査課(地籍調査担当)	088-823-9761
	地籍調査課(住居表示担当)	088-823-9240
広報紙の配布について	広聴広報課	088-823-9446

※ 市役所代表番号 TEL:088-822-8111

☆機構改革などで課名・電話番号が変更される場合がありますのでご了承ください。

高知市民憲章

澄みきった空 輝く太陽 広い海 緑の山々

この美しい山河に、わたしたちの先人は、自由民権の思想を開花させました。それは近代日本のこころのふるさとでもあります。

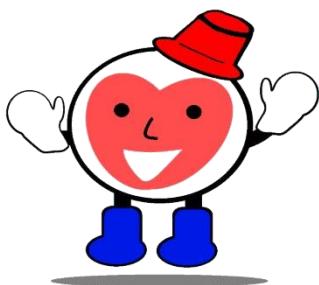
わたしたちは、いま、この貴重な先人の遺産のうえに、さらに豊かで明るい市民生活をきずきあげるため、みんなで手をとりあって前進します。

ここに、わたしたち市民の自治と自律のさだめとして、この高知市民憲章を制定します。

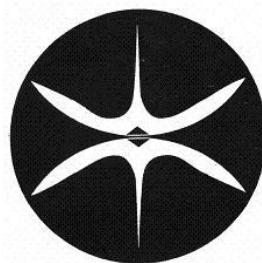
1. 鏡川を清潔なまちのシンボルにしましょう。
1. 世界をむすぶ高い文化と教養のまちにしましょう。
1. たがいに親切にし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. 健康で働き、豊かなまちにしましょう。
1. 交通ルールをまもり、事故のない安全なまちにしましょう。

高知市民憲章推進協議会は、昭和44年の結成以来、5つの憲章文にのっとり、高知市を住みよいまちにするための様々な啓発事業を展開しています。

これらの事業は、町内会等をはじめとする団体、個人、企業の皆様からの賛助金ならびに協力金によってなりたっています。



高知市民憲章イメージキャラクター
「けんじょうくん」



高知市民憲章シンボルマークについて

このシンボルマークは限りなく発展する高知の「高」とそれをささえすすめる市民の「市」を円形の中に図案化したもので、たての線は「尊厳」を、横にひろがる2本の弧は、平和の象徴である「鳥のつばさ」をあらわしています。

高知市民憲章のおもな活動

●高知市民憲章推進協議会助成金

市民の自治と自律のさだめとして制定された高知市民憲章運動を自発的に実践する活動を行う団体(町内会等)に対し、必要な経費の一部を助成しています。

助成金額 1団体当たり、上限5万円

●初夏のまちを美しくする運動～早朝一斉清掃～

市民の美化意識の高揚、ごみに対するマナーの向上、さらには住民相互の連帯意識、自治意識の醸成を図る目的で、環境美化運動として昭和54年から、「まちを美しくする運動」を続けています。

市内各地の集合地点から中央公園までの街路の清掃について、市民や事業所などに呼びかけ、「環境美化重点地域早朝一斉清掃」として実施しています。



●浦戸湾・七河川一斉清掃

昭和46年から「鏡川を清潔なまちのシンボルにしましよう」という第1条文にのっとって、毎年7月に美しいまちづくりの一環として「鏡川の日」と題し、高知市の中心部を流れる鏡川の清掃を始めました。

その後、平成元年の高知市制100周年事業のひとつとして、その範囲を浦戸湾と、浦戸湾へ流れ込む主要な7つの河川に拡げ、「浦戸湾・七河川一斉清掃」として実施しています。(令和5年度以降は「春季鏡川一斉清掃」と同時に3月に開催しています。)

河川の環境を守り、美しいまちを次代の子どもたちに引き継いでいくよう、多くの市民の皆様の参加を呼びかけています。



●市民憲章よさこい踊り子隊

高知の夏を代表する“よさこい祭り”を多くの方に気軽に参加して楽しんでいただけるよう、昭和50年から「市民憲章よさこい踊り子隊」を編成し、よさこい祭りに参加しています。

高知市民憲章第3条文の「たがいに親切にし、あたたかい社会をつくりましょう。」「旅行者をあたたかく迎え、楽しい高知の印象が残るようにしましょう。」の想いを形にするため、市内外を問わず誰でもよさこいを楽しんでもらうよう、当日参加のみのチーム編成となっています。



●とさっ子タウン

毎年8月に、子どもたちによる「仮想のまち」を体験する「とさっ子タウン」が開催されています。多様な暮らしや職業体験をするなかで、子どもたち自身が「まち」をつくり、自分たちの力で「まち」をよりよく変えていくことを体験してもらっています。

現実の「まちの運営」や「社会のしくみ」への関心を持つてもらい、子どもたちの持つ「自ら伸びる可能性」を引き出すよう「とさっ子タウン」の開催に協力しています。

●市民憲章「こんなまちにすみたい」图画コンクール

平成2年から次代を担う子どもたちに市民憲章への理解を深めてもらうため、「住みやすいまち」にしていくためにはどうしたらいいのかを考えるきっかけをと、高知市内の小学生を対象として未来の高知のまちが「こんなまちだったらいいな」と思う自由な発想を描く图画コンクールを開催しています。

●その他の活動

年頭に際して、新年への決意を新たにする契機の場としての「高知市体育始め式」や「高知公園クロスカントリー」への後援、全国に先駆けて観光シーズンを迎える「南国・高知」の観光名所の美化を目的として、2月1日の「南国土佐観光びらき」に先立ち行われる清掃への協力を行っています。

その他、地域で行われる清掃活動へのごみ袋の提供などの支援を行うとともに、市民憲章にのっとった様々な事業への支援を通じて、市民憲章の精神をさらに浸透させていきます。

【お問合せ】

高知市民憲章推進協議会
(事務局:地域コミュニティ推進課)
高知市たかじょう庁舎2階
TEL:088-823-9080
FAX:088-824-9794

編集・発行 令和7年6月

高知市市民協働部地域コミュニティ推進課

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号

TEL : 088-823-9080 ／ FAX : 088-824-9794

e-mail : kc-102000@city.kochi.lg.jp

HP : <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/21/>
